ロ　民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
ハ　会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
ニ　産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。
二　前号に掲げる場合以外の場合　同号イからハまでのいずれかに該当すること。
第三十四条の十七第一項中「第五十二条の二十三第二項」を「第五十二条の二十三第二項本文」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。
七　銀行持株会社の子会社である法第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社による株式等の取得
第三十四条の十七第二項中「第五十二条の二十三第四項」を「第五十二条の二十三第七項」に、「前項各号」を「銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2　法第五十二条の二十三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。
第三十四条の十八中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に改める。
第三十四条の十九第一項中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に改め、同条第五項中「含む。」の下に「及び第三項第二号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第五十二条の二十三第五項」を「第五十二条の二十三第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「第五十二条の二十三第四項ただし書」を「第五十二条の二十三第七項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3　銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第四項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一　理由書
二　当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面
三　当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ　業務の内容を記載した書面
ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
四　その他法第五十二条の二十三第四項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面
第三十四条の二十第一項第九号中「第三十四条の十六第六項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の」を「新規事業分野開拓会社等の議決権について第三十四条の十六第九項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十項の規定による」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に改める。
第三十四条の二十二第一項中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に改める。
第三十四条の二十三第一号中「をいう。」の下に「次条第一項及び」を加える。
第八章第三節第二款中第三十四条の二十三の次に次の一条を加える。
（特例対象会社）
第三十四条の二十三の二　法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。
一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該銀行持株会社又はその子会社が無限責任組合員となつているもの
二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該銀行持株会社又はその子会社が出資しているもの
2　前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該銀行持株会社に係る法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該銀行持株会社又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該銀行持株会社又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。
3　法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等であつて、当該会社の議決権を、当該銀行持株会社又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。
4　法第二条第十一項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。
第三十四条の二十六第一項中「、ニ及びホ」を「及びニからヘまで」に改め、同項第一号に次のように加える。
ヘ　会計監査人の氏名又は名称
第三十四条の二十九第一項第九号の二中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号の次に次の一号を加える。
九の三　合併後存続する銀行持株会社又は合併により設立される銀行持株会社の会計監査人の履歴書
第三十四条の三十第一項第九号の二中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号の次に次の一号を加える。
九の三　当該会社分割を行つた後における銀行持株会社の会計監査人の履歴書
第三十四条の三十七第四号ニ及びト(1)中「監査役」の下に「、会計監査人」を加え、同号ト(2)中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改め、同号ト(3)から(5)までの規定及び(8)中「若しくは監事」を「、監事若しくは会計監査人」に改め、同号ト(10)中「監査役」の下に「、会計監査人」を加える。
第三十四条の五十三の三第一項中「第三十七条第一項各号」の下に「（第二号を除く。）」を加える。
第三十四条の五十三の八第一項及び第三項中「第三十七条の三第一項各号」の下に「（第二号及び第六号を除く。）」を加える。